

## 令和3年度 第1回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日時

令和3年5月21日（金） 午後1時から午後2時45分まで

### 2 場所

Web会議形式により開催

### 3 出席者

委員：村上委員長、葉山副委員長、  
井上委員、中井委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、  
高橋委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、岡山委員、本間委員  
（14名）  
事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監  
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、岩城副主査  
傍聴人：なし

### 4 議題

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) その他

### 5 結果概要

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

#### [資料]

- 資料1 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書 説明資料
- 資料3 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

#### ○事務局及び事業者説明

事務局より資料１手続の状況等に係る説明が、事業者より資料２環境影響評価方法書に係る説明、及び資料３各意見から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解に係る説明が、それぞれ行われた。

#### ○審議

##### （委員）

施設から発生する燃え殻について、貴社の会津工場で処理することだが、ここではガラス固化等の中間処理をして安定型処分場で処分するのか、それとも、管理型処分場等で最終処分するのか。

建設工事で発生した掘削土を場内で処理することだが、処理に当たり、場内に緑地があるということなのか、それとも場内に新たな緑地を整備するのか。

ここからは地域全体での循環利用について教えていただきたい。

施設から発生した熱エネルギーについては回収して蒸気として隣接事業場で利用することだが、隣接事業場の排水処理施設で使用するのか。また、その使用方法はどうか。

分解炉では重油を焚いて焼却するが、この重油は近隣のコンビナートで生成された重油を使っているのか。逆に、御社で製造された硫酸は、ハイオクガソリンを製造する近隣の工場に出荷しているのか。製品が地域内で循環している状況なのかを確認したい。

##### （事業者）

燃え殻は、当社の会津工場に持ち込み、キルンで再度燃やして減容化し、会津工場が契約している管理型最終処分場で処分している。

今回の計画では、事務所の移転等が必要で、それに伴い場内の緑地のレイアウトが変更になる。掘削土は、この緑地の整備等に使用する予定である。

施設から発生しているスチームについては、当社工場内で利用し、余りを隣接する親会社である日本曹達の千葉工場に送っている。当該工場ではスチームを装置の加温等に使用しており、排水処理施設では使っていない。

重油は、日本曹達が集中購入しているため、必ずしもその近隣の工場から購入するわけではない。コストの安いものが入ってきている。

廃酸を処理して発生する硫酸は、ハイオクガソリンのアルキレーション設備で使われる。近場の工場で当社の硫酸をアルキレーション設備に使っているところはなく、アルキレーションで使われるのは全て県外の工場である。廃酸の受け入れ元の割合は、県外が約６割から７割ぐらいで、残りが県内である。我々にとっての大きな原料供給源であるリファイナー（製油所）は、県外に２つ、県内に１つである。

(委員)

低周波音と超低周波音の調査について、方法書には、G特性と3分の1オクターブバンドの音圧レベルを整理すると書いてあるが、具体的には、いわゆるオーバーオールという全体のレベルと、周波数ごとの音圧レベルの測定結果を併記して解析し、データも示すということか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

方法書5-46ページに、土地利用の状況について、保全対象となる住居や学校等の分布を把握する旨が書かれているが、これは利用の状況を調査し把握した上で、必要であれば、測定点を増やす対応も考えているということか。

(事業者)

方法書でも地域概況は整理しているが、準備書段階の現地調査でも、周辺の土地利用を改めて整理することを考えている。ただし、測定点については、周辺が工業専用地域であり、大きな土地利用の変化は今のところ考えられないため、基本的には現在示している敷地境界東側の1点を想定している。

(委員)

資料2の20ページの工事中における環境保全計画について、工事で粉じんが多量に発生することが想定され、対策としてフェンスの設置や散水を実施するとのことだが、具体的にどのようなフェンスを設置するのか。また、散水について、どれぐらいの頻度で散水するのか。

(事業者)

フェンスについては、具体的な検討はまだだが、なるべく影響を低減できるものを選定して入れたい。散水については、工事の工種・季節・時期を考慮し適切に行うことを考えている。

(委員)

おそらく粉じんの粒子がかなり細かいため、フェンスはそれなりのものを設置しないと粉じんの対策にならないと思うので、検討願いたい。

(委員)

今回の計画では、施設の置き換えの工事になるが、その前後で環境負荷がどう変わるのかがわからない。資料3の回答のNO.2でもほぼ同じことが質問されているが、環境負荷が全く同じという想定なのか。設備をアップデートすると、普通は負荷も減ると思うが、どこを狙っているのかがわからない。住民もそこがわからないと困ると思う。

(事業者)

今のところ既存と新設で施設の環境負荷が大きく変わる想定はなく、負荷は同じとなる。導入するポンプやモーターといった機器は、なるべく効率のいい省エネタイプを導入することで、今よりは環境に対してやさしい機器を入れるということを進めている。

(委員)

図書にそうした記載があった方がよい。

(委員)

既存の焼却炉については、すぐには解体せず、暫くそのままにしておくとの計画だが、何十年もそのまま置いておくわけにはいかないと思う。おおよその目途として、いつごろどんな対応をする予定か。

(事業者)

新しい機器の性能や稼働状況を確認し、それが順調に稼働するという確認できたら、2～3年程度で解体するという方向で進めている。

(委員)

要約書5ページに対象事業実施区域位置図という敷地の図が記載されている。この図に県条例に基づく対象事業実施区域の指定のラインが太線で引いてある。制度上の確認として、今回の対象事業実施区域としてこのラインを引いた根拠を教えてください。

(事業者)

ラインは出入りが多く複雑な形になっているが、これは当社が所有する土地の範囲である。出入りがあるところについては、親会社である日本曹達が所有する土地である。

(委員)

ラインは土地の所有権上の筆境ということだが、そうであれば、実態の工事の着手に関係するエリアとは全く違う。事務局に伺うが、この条例では、対象事業実施区域については、筆境で設定するというルールになっているのか。

(事務局)

条例上は、事業が行われるべき区域となっており、特に筆境という規定はない。今回の事業を行う対象事業実施区域は、事業者が設定したものである。

(委員)

条例が根拠でないのであれば、対象事業実施区域のラインが、今回の工事に伴うラインと実態として違うため、わかりづらい。

方法書には、施設の設置に当たって2メートル弱の切り土をすること、土

壤の調査地点を1点とする旨が記載されている。この調査地点については、方法書では黒い四角で示されているが、その縮尺から推測するに、25メートル四方の範囲の中から1点を調査するという意味と考えてよいか。

(事業者)

方法書5-62ページで、御質問のあった黒い四角の地点を設定しているが、その地点が新たに分解炉ボイラーを設置する場所なので、この中から代表して1地点で調査を行うことを考えている。

(委員)

対象事業実施区域の設定が工事区域と違うので、この設定をどうするか、問題提起したい。

土壌汚染の調査地点については、混合法としないと思うので、任意の1点から試料採取することになるが、図の縮尺を上げて拡大した上、「現況では調査しやすい場所なので、ここの1点から取ります」と表現した方が、より分かりやすくなると思う。

(委員)

資料2の12ページの大気質の自主基準値について、この自主基準値での酸素濃度はどのように定めているのか。これらは廃棄物焼却炉と焙焼炉に該当するとのことだが、例えば、全ての酸素濃度を廃棄物焼却炉の基準値である12%で考えているのか。それとも、それぞれ焙焼炉・廃棄物焼却炉で、酸素濃度の基準値は、違う値で考えている、決められているのか。

また、悪臭関係について、特定悪臭物質22物質を大気拡散シミュレーションで予測することになっているが、22物質のうち、発生源の基準値が決まっているのは13物質であり、この13物質についてシミュレーションを行うと理解してよいか。この13物質以外の物質は、大気中の拡散過程で、物質が変化する可能性があるため、今のところ基準値が決められてない物質である。

(事業者)

大気質については、決まっている数字があったかと思うので、今回はそれに則って測定・分析をすることになる。補足で追加説明が必要と思う。

悪臭については、臭気指数の試算を行う予定である。

(委員)

既存施設について、先日の現地調査で、平成4年に建て替えられた2台目の分解炉がもう29年使われていると伺ったところだが、なぜあれだけ錆びているのか。

新設する施設の使用期間はどのくらいと予測しているか。

土壌調査は、掘削を行う範囲の1地点とするとのことだが、1地点でよいと考えた理由は何か。

方法書5-5ページや資料2の29ページにおいて、水質の水素イオン濃度を項目選定していないが、その理由は何か。施設が錆びていることも含め、硫黄酸化物の測定について、工事の実施に伴って、細かく調べることは予定しているのか。

(事業者)

錆びている原因については、当工場で取り扱っている物質が腐食性物質であることや、敷地が海に近いことから塩害等によるものと考えられる。

また、40数年にわたる営業の中で、事業的に収益の上がらなかった時期が多々あるため、塗装等がおろそかになっていたことも考えられる。

(委員)

資料3にも、缶体の鉄が腐食すると記載されているが、30年程度経つと、その塩害がなくても錆びるものなのか。用途はわからないが、他工場のかかなり錆びているタンクが遠くに見えたが、塩害だけではないものなのか。

硫酸化合物の大気測定は常時行っているのか。

(事業者)

塩害もあるが、定期的な塗装整備が十分にできなかったというのも事実としてある。

また、新設炉の寿命は、既存の炉と同程度は持つと想定しており、30年弱ぐらいは持つことを望んでいる。

煙突での大気測定については、連続測定はしていないが、2か月に1回の頻度で定期的に分析している。

(委員)

土壌調査は掘削箇所1か所だけでいいのか。調査地点は現在事務所が建っている場所なので、問題ないとは思われるがどうか。

また、先ほどの説明の中で、既存施設の解体撤去の計画について、何年か経ったら壊すとのことだが、少なくとも、新設施設の建設中に壊すことはないと考えてよいか。

(事業者)

土壌汚染の調査場所は、面積の半分程度が現在の事務所であり、調査の実施自体が難しいため、調査時には事務所の敷地の可能な場所で1か所を調査する。しかし、その1回の調査で終わりにするのではなく、環境保全措置や配慮事項を、調査結果とともに、準備書に書き込むことを考えている。注意すべきことや配慮すべきことを整理し、仮に汚染等があった場合等の措置も含めて書き込んでいきたい。

施設の解体についてはそのとおりである。

(委員)

今回、大気質では拡散シミュレーションと、測定の両方を行う予定だが、この拡散シミュレーションにおいて、今回の測定値が気象条件などに反映されるのか。

また、資料2の36ページについて、調査地点の場所が曖昧に記載されている。例えば煙突の近くなど、場所によって濃度が大きく変わると思うが、どのあたりで調査するのか。34ページでは場所がかなり細かく決まっているが、36ページで決まっていなければ、理由を伺いたい。

(事業者)

シミュレーションにおいては、まず現地で気象の状況を観測するが、その気象の観測結果をシミュレーションでの気象条件に用いて予測するので、調査の結果をシミュレーションに生かして、予測評価をしていくことになる。

資料2の36ページの大気質の調査地点の範囲については、まず、今回の煙突の高さから、最大影響が出るだろうという範囲をさらに2倍した範囲、いわゆる大きな調査範囲を点線で設定した。さらにその範囲の中から、土地利用を考慮し、調査地点として適当な場所を探したところ、西側は工業専用地域でありほとんど調査する場所がないため、東側の中で、公園と一般の方々も集えるような場所等の中から選定した。今後、詳細を詰めた上で、準備書ではより小さい点で示したい。

(委員)

私が聞きたかったのは、調査地点を対象事業実施区域内のどこにするかということである。また、その地点設定の根拠はあるのか。

(事業者)

対象事業実施区域内の調査地点は、計画地の中の東側付近に設定している。設定の基本的な考え方としては、計画地の東側に居住区があるため、民家側に寄った形で調査地点を設定している。

(委員)

気象条件は調査結果を使うということだったが、その際、重要なのは上層気象だと思う。煙突高さの気象が必要だが、四季ごとに7日間、合計1年分のデータだけを使って予測するのか。

(事業者)

上層気象は、現地の観測結果を最重要視する予定である。千葉県が公開している既存資料と比較検証し、現地調査結果が適切ということであれば、現地調査結果を用いて予測・評価をする予定である。

(委員)

生活排水について、現地調査で受けた説明では、工場内で浄化槽等を用いて、一定程度処理した後に、隣接事業場の排水処理施設に流して処理するとのことだったが、現在、図書には生活排水を流す旨が漠然と書いてあるだけである。処理をした上で流すことが図書に書いてあると、環境影響を考える際に判断しやすいので、そうしたことを記載していただきたい。

方法書5-38ページでは、水質の影響の予測方法について、負荷量を把握した上で、予測地点の水質の影響を定性的に予測すると書かれているが、この定性的な予測はどのように行うのか。水質と排水量の測定結果があると思うので、定量的ではなく定性的としたのには何か意味があるのか。

現地調査では「原則として表層から採水する」とあるが、排水が流入するのは、表層部分と思われるが、海においては、水質が問題になってくるのは底層だと思わ

れる。採水を表層に限定している理由は何か。

(事業者)

生活排水については、準備書の中で適切な表現としていきたい。

水質の予測については、現状、当社の排水は、親会社の排水処理施設を通して公共用水域に排水しており、将来も同じとする計画である。

そこで、今回の環境影響評価の中では、当社の排水の負荷量を定量的な数値として明らかにできるが、そうした情報も踏まえて、環境への影響について定性的に評価すると表現した。

現地調査については、護岸での調査を考えているので表層とした。

(委員)

水質の予測については、わざわざ定性的と書かなくても、定量的と書いて進めてもよいと思う。

(事業者)

そのようにしたい。

(委員)

大気の調査地点について、現段階ではまだ予測していないので、住宅があるエリアの公園などに設置する予定と思うが、準備書の段階で、例えば、現況の気象データを入力して計算結果が出たら、例えば調査地点を最大着地濃度の着地点近傍に移動させるなどの余地はあるのか。

(事業者)

調査は、1年間の気象と、その間の中で大気質を測定し、近隣に住居がある場所での代表的なポイントでモニタリングすることを考えている。予測は、調査した後で計算することとなるので、最大着地濃度の地点が出るのは調査を終えた後になる。基本的に、この調査地点と、新たな計算をした結果を準備書に記載したいと考えている。委員の御指摘については、それぞれの最大着地濃度がどのレベルかを含めて判断していきたい。

(委員)

今回は問題にはならないが、埋立地の整備については、前提として、自然環境のない人為的な環境だと捉えられがちだが、実は埋立地特有の自然が人工的に作られていて、それが貴重な側面を持っているということがある。その意味で、今回生物相を環境影響評価項目に選定しなかった理由としては、現在の埋立地の表面的なあり方でもって、問題はないとしているが、埋立地だからこそ維持されている自然環境があるのではないかと。自然環境はない人為的な環境という思い込みや認識で、結論を書くことは適当でないのではないかとと思う。

(事業者)

当方としても、既存資料を調査していく中で、埋立地には埋立地の自然特性、環



境特性があるものと判断している。ただし、今回改変が生じる範囲が、基本的にはアスファルトで舗装されていたり、建築物があつたりする場所であることを考慮して、選定しないこととして整理している。

(委員)

質問、意見が出尽くしたようなので、事業者は退室願う。  
本件は、次回も引き続き審議を行う。

以上